

魚津市告示第32号

家族看護休暇の取扱いについて

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年魚津市規則第2号）第14条第1項及び第23条の規定に基づき、家族の看護に係る休暇等に関する取扱いを定めたので、次のとおり告示する。

令和5年3月27日

魚津市長 村椿 晃

- 1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）における「子」には、配偶者（届出をしない事実上の婚姻関係と同様の事情がある者を含む。以下同じ。）の子（職員と同居している者に限る。）を含むものとする。
- 2 規則第14条第1項の表9の項における「市長が定める者」とは、次に掲げる者（第2号から第4号までに掲げる者にあつては、職員と同居している者に限る。）とする。
 - （1） 祖父母、孫及び兄弟姉妹
 - （2） 父母の配偶者
 - （3） 配偶者の父母の配偶者
 - （4） 子の配偶者
- 3 規則第14条第1項の表9の項における「看護」とは、負傷又は疾病による治療、療養中の看病及び通院等の世話をすることをいう。ただし、後遺障害の機能回復訓練（リハビリテーション）の介助及び子が通う学校が休校、学年閉鎖又は学級閉鎖になったことに伴う子の世話は含まないものとする。
- 4 規則第14条第1項の表9の項における「負傷」及び「疾病」とは、その程度や特定の症状に限らず、風邪、発熱を含めたあらゆる負傷、疾病等をいう。ただし、治癒した後の社会復帰のための機能回復訓練（リハビリテーション）は含まないものとする。
- 5 規則第14条第1項の表9の項における「疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話」とは、その子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。